

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年6月30日（木） 10時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁10階研究炉等審査部門打合せスペース（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
菅生主任安全審査官、島村主任安全審査官、三好技術参与
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 課長 他3名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 主査 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 資料1：STACYの運転再開等に係る保安規定変更に係る審査会合コメント回答
資料2：STACYの運転再開等に係る保安規定変更に係るコメント回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	数は、原科研の保安規定のヒアリングを開始します。
0:00:06	まず、
0:00:11	資料をご用意して、
0:00:13	いただいていますか。ええ。
0:00:16	先週
0:00:17	審査会合、
0:00:21	開きまして、その中で何か幾つか
0:00:25	コメントをしておりますけれども、
0:00:29	何かコメント、その審査会合のコメントについて何か疑問があるとか、
0:00:34	その辺何か、
0:00:35	ございますか。
0:00:39	はい。原科研静止医師です。特に疑問等はございません。先日いただいた審査会合のコメントについては、本日の資料の一つ目の方で回答したいと考えております。
0:00:54	はい、わかりました。
0:00:58	それでは資料をご用意いただいていますので、はい。資料のご説明をお願いします。
0:01:06	はい、原科研静止医師です。それでは画面の方を共有いたします。

0:01:21	こちらで画面見えていますでしょうか。
0:01:32	その場面を協議しています。
0:01:37	いいですか。
0:01:43	やってる。
0:01:47	見えますか。
0:01:49	これが写ってるだろう。
0:01:52	はい。それでは原科研静止イシイですけども資料 1、
0:01:57	についてまず説明させていただきます。こちらは先日の審査会合で受けたコメントになります。
0:02:09	まず一つ目のコメントですがこちらのミヨシさんからいただいたコメントですけども臨界水位や減速材大量減速材耐燃料ペレット体積比。
0:02:20	こういったものは臨界実験装置において重要な進行性条件であるため別表第 1、
0:02:26	炉心構成条件に追加することを検討することということで、これは審査会合の席上でも申し上げましたけど廃止をして別表第 1 に追加するということを検討したい。追加したいというふうに考えてございます。
0:02:41	具体的にはその 2 ページ目に、補正の記載方針ということで別表第 1 を記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	赤字が今回追加で補正で追加しようとしているところになります。両括弧 2 に、臨界推移で両括弧 3 に減速材体燃料ペレット体積比というところで条件は、許可書や設工認で、
0:03:05	記載している事項になります。
0:03:08	その他許可とか設工認で記載している事項をも含めて追加しております。
0:03:16	本来書かないとか従来はこういった炉心特性の変化範囲だとかってというのは、運転手引きに記載して、運転手引き下部規定も含めて炉心の構成状況を満足するというやり方をしていたんですけど今回見直してですね、
0:03:34	許可や設工認で記載している項目については保安規定で見えるようにするというのでこういった両括弧 5 や両括弧 12 も含めて記載を追加したというものになってございます。
0:03:47	あと星印ですね、*の 1 で追加しているものについてはこれも許可で書いてあるものなんですけども、
0:03:56	製紙は実験用装荷物で内挿管といってですね、内部が中空の管を炉心に装荷できることになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:06	その場合はその損傷にダイソー間の損傷によって炉心、炉心に過度の反応度を転化することがないように内部への浸水による時間反応同可動式の装荷物による反応度添加量と合わせて制限すると。
0:04:21	こういったことも許可や設工認の中で記載してますんでこういったことも含めて記載したいというふうに考えております。
0:04:31	続いてコメントに土佐、これは関連するのでまとめたの回答になりますけどもまず、炉心証明書をどのような時に、再度作成するのかと、その考え方を保安規定に記載すること。
0:04:45	もう一つは第 31 条燃料の装荷において棒状燃料を炉心に装荷するときの確認事項として炉心証明書に記載された炉心配置であることと、
0:04:56	していると。
0:04:57	一方第 6 条の炉心照明の条項では炉心配置の記載がないということで炉心配置の記載を明確にすることというコメントをいただいております。
0:05:09	し、下の四角に記載の補正方針、これも赤字下線を補正により追加するということで、
0:05:16	従来はこの両括弧 2 で炉心構成という大きな項目しか書いていなかったんですけども、それだと炉心構成で何を書くのか
0:05:26	今一番イメージがしづらいかと思えますんでこういったところに着目して書くのかということで少し細分化をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	大浜二瓶というところで講師伴大柴については格子間隔、あとアタッチメントや実験予想貨物貫通孔分だと、いうのがありますんでそういったものの種類を記載するということ。
0:05:49	あと炉の棒状燃料については種類濃縮度本数、原則大体燃料ペレット体積と炉心配置。
0:05:57	ここで炉心配置というところを徳田システム明確化をしてございます。
0:06:03	あれは安全のS、
0:06:06	頭には装荷する実験予想貨物の種類。
0:06:09	出してますんで、落として活動用開放性中性子吸収材の有無。
0:06:15	を経てとして減速材と反射材の温度というところにしております。
0:06:22	ここがコメントNo. 3に対応するところで炉心配置というところを明確にしたというもので第2項のところに、炉心証明書の作成、
0:06:34	再度作成するという考え方を記載してございます。
0:06:38	このまず炉心証明書というのは炉心を構成する時、運転を開始する前に、両括弧1から両括弧5までの項目を記載して、
0:06:49	まず、部長の承認を受けるというふうになってございます。
0:06:55	そこは事前解析をしてこれで大丈夫だということは部長の承認を得ると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	実際にその承認を受けた炉心で運転を行うというのが第2項になります。
0:07:09	運転を行って実測値を記載すると。
0:07:13	その実測値も含めて小沼サイド部長の承認を受けるというふうになります。その際に両括弧6の進行性の変化範囲も記載して、
0:07:25	この炉心証明書でどこまで運転するのかというのを記載することになっています。
0:07:32	なので進行の炉心両括弧6の炉心構成の変化範囲をどの範囲まで書くのかというところで、炉心証明書の再度を作り直すというところで関連しておりますのでこの第2項にな動きを今回追加したというものになっております。
0:07:51	田井前項第6号の炉心構成の変化範囲を記載するにあたって炉心の核特性が大きく変化する場合、
0:08:00	例えば中性子吸収材の種類及び種類またはその有無、
0:08:05	て推奨の
0:08:07	男鹿等を変更する場合は再度炉心証明書を作成し、
0:08:12	臨界ホット試験部長の承認を受けると、こういうところでこの部分を追記しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	審査会合の中でもお話ししましたが、臨界実験装置の場合は様々な新構成要素を変更するということで、保安規定の中でなかなかこの
0:08:33	価値と価値というふうには書けないということで例示、あくまで例示ということで、斯様中性子吸収材の種類とまたはその有無とか、推奨の有無、
0:08:44	炉心の核特性を大きく変化、変化する場合の例示としてこのような記載にしております。
0:08:53	もう一つの審査会合のときには、ここに安全番の枚数というものを記載していたんですけども、安全盤の枚数というのはわかりやすいものではあるんですけども一方で安全盤枚数を変更しなければ、核特性を大きく変更しても、
0:09:12	変化しても炉心証明書を作成しなくてもいいと。
0:09:17	いう今後ですねそういったミスリードになる恐れもありますんで、例示としてはあまり適切ではないということで今回安全盤の枚数については削除して、
0:09:28	こういった記載にさせていただきます。
0:09:34	あとはコメント No. 4、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:38	警報回路の作動条件、炉心タンク遂行は高速給水制限水位の超過であることがわかるように修正することということで、こちらも別表第5に警報回路の作動条件ありますが、
0:09:52	炉心タンク水を、ところに括弧でコウソク給水制限水位高というところを記載してございます。作動条件については予想臨界水の四分の3、
0:10:05	これがコウソク給水制限水位というところで許可許可でもそのように記載してますんで、このように記載の明確化を図ったというものになります。
0:10:19	あと資料1の最後のコメントになりますがT C Aの精進棒状燃料の受け入れにおいてただし書き、
0:10:29	主人棒状のP Cの修繕棒状燃料はS T A C Yの適合性確認が完了した後に受け入れるというただし書きを記載していたんですが、
0:10:40	それは本文ではなくて付則に括弧が適切であろうという、
0:10:45	コメントをいただいております。
0:10:48	あとは、さらには、段階的に施行する条項があれば同様に付則に記載することというコメントをいただいております。こちらについてはただし書き適合性確認終了後に受け入れるというものに関しては
0:11:04	コメント拝承して付則に記載して補正したいと、いうふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:10	その他、段階的に施行する条項があればというところで確認しましたけれども、そういった段階的に施行するという条項は今回書いてありませんので、
0:11:21	そこに対しては、特段対応は不要というふうに考えてございます。
0:11:27	資料1については以上です。
0:11:30	はい、規制庁シマムラですそれでは、確認事項ありましたらお願いします。
0:11:46	はい。
0:11:50	規制庁の幾つか確認させて、
0:11:57	はい。お願いします。まずね、2ページなんですけど、
0:12:02	2ページで臨界推移。
0:12:05	について加えてもらってるんですけど。
0:12:09	このただし書きっていうのはどういう意味なのかっていうのを、
0:12:16	教えてもらえますか。
0:12:22	はい、原子力機構、清千野イザワです。ただし書きに関しては未臨界実験を行う時の、
0:12:33	ための正がきいですね。
0:12:39	うん。だから、この文章読むと、
0:12:43	はい。この140っていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	燃料有効部の上限ということではなくてということですかそれともそれに相当する。
0:12:53	高さなんですか、ちょっとそこ。
0:12:56	うん。
0:12:57	140 刀禰。
0:13:00	はい。140 というのは臨界水位の上限でありまして精神の伊田です。 140 というのは臨界水位の上限を表しているものでして、燃料有効長や低い気になります。
0:13:15	そうすると 140 というのはこれは
0:13:19	140 までいっても、燃料は、まず少し上に、
0:13:23	空中にあるというそういう状況なんですか。
0:13:26	はい原子力機構板井です。はい、おっしゃる通りです。
0:13:31	そうすっとこれはあれですか許認可で 140 というふうにしてるからこれを超えることはできないっていうそういう意味なんですかね。
0:13:40	減少機構イザワですはい 140 を超えていれてしまいますと基本的には燃料有効長を超えてしまう恐れがあるということで燃料有効長を超えない位置に上限を定めてございます。
0:13:54	臨界とならないようなときでも、140 以上は給水しないという意味ですね、ちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	委員会付議という言葉から離れてしまいますけれども、そういうことで、
0:14:08	いやそうするとねこのただし書きでミリ 140 で未臨界の場合は、
0:14:14	意味とするところは 40 以上じゃなくて、49 カゲンが
0:14:18	設定されずに、30 だとか 20 だとか、
0:14:23	そういう、
0:14:24	ついても行うという。その他、それを残してるっていうふうに読めるんですけどそれでいいんです。
0:14:33	はい原子炉機構伊田です。おっしゃる通りです。未臨界の炉心の場合には、下限を設けず、また年 140 を超えないと、そういう読み方をするという機会になります。
0:14:50	ちょっとこれ、補足てもらわないと、
0:14:55	どういう意味なのかっていうのは正確には
0:14:57	解釈できないっていう感じ
0:15:00	表現だと思うんですけどね。
0:15:02	これ、委員会推移について述べてるんで、
0:15:06	その 40 以下で見委員会の時っていうのは、特にこう書かなくてもいいんじゃないかというのがあるんですけど、
0:15:13	だから逆にこのただし書きはいらんんじゃないかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:17	それだと何か不都合がありますか。
0:15:21	原子力機構イザワです。未臨界の実験もやるということ。そして未臨界の場合には、どのような推移で実験するかという記載自体は
0:15:35	させていただきたいと思います。ただ、書き方がちょっとわかりにくい場合にはちょっと工夫したいと思います。はい。
0:15:43	んだら、
0:15:45	意味するところは、未臨界だったら 30
0:15:50	要するに 140 で臨界にならない場合は当然未臨界なんだから、
0:15:54	そういう、
0:15:55	福井にもしますっていうことなんだろうけども、
0:15:59	この際それは臨界水ではないんでね。
0:16:02	もうおっしゃる。
0:16:04	私が本当にいるのかっていうのはちょっと表現も含めて、
0:16:10	もう 1 回、
0:16:11	検討してもらってもいいかなというふうに思ってます。
0:16:14	はい、原子力機構伊田ですおっしゃる通り、臨界噴いではないということころですんで、はいわかりやすいように書き方を工夫したいと思います。コメントありがとうございます。
0:16:27	それからですね、同じページのアスタリスクの一覧のところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	下の反応度添加することがないよっていう、こういう言い方してるんですけど、これは
0:16:39	許可省の方でこういう言い方をしてるってこと。
0:16:45	はい原科研静止イシイです。
0:16:48	そうでそのように記載しております。今画面共有しているのは左側に許可を移してますけど、
0:17:12	要するに許可章にこの表現があるっていうそういう理解ですか。
0:17:17	はいその通りです。これか。植田。
0:17:22	おっしゃる通りです。その教科書を合わせてるっていうのはわかりましたけど、
0:17:28	結局これは、
0:17:32	そのあとのものを見るとね。
0:17:34	内部の
0:17:38	浸水、
0:17:41	夜反応度添加量ある稼動総括、可動装荷物、
0:17:46	と合わせて制限するっていう
0:17:49	こちらの方がより具体的にあれしてるんですけど、
0:17:53	具体的に、この角野って言い方で、
0:17:58	許されてる上限値は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	幾つかあるんですか。
0:18:03	行くと考えて、
0:18:07	減額発生してですけども、それは 0.3 ドル以下ですねステージでは可動装荷物による最大反応度添加、可動装荷物の反応度価値を 0.3 ドル以下と。
0:18:20	いうふうに定めてますんで、内挿管と別に可動装荷物を使う場合は可動装荷物の反応度たちと、
0:18:30	大総会に水が侵入して加わったもの、合わせても 0.3 ドル以下になるようにするという事です。
0:18:43	そうすると、
0:18:45	この表の方はね、
0:18:48	可動装荷物の 3、0.3 ドル以下って書いてと。
0:18:52	10 番ですね。うん。
0:18:54	書いてあって、はい。
0:18:56	実際は 0.3 ドル以下だから、0.1 ドルとか 0.2 ドルとか、
0:19:02	形になるんだと思うけども、
0:19:04	それー。
0:19:06	と、
0:19:08	検層貨物の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:12	要するにいわゆる中、
0:19:15	注入ですね水野。
0:19:17	状態の変化によって入るものと合わせて、0.3ドル以下、
0:19:24	そういうことになるんですね。
0:19:26	はい。原価が発生しイシイですけどもはいおっしゃる通りその理解で間違いございません。
0:19:33	そうするとねちょっとその辺が、
0:19:36	要は、
0:19:38	もし中性による反応度が0.1\$だったら、
0:19:41	可動装荷物の反応度添加ルートは0.2ドルまでしか入れられないっていうことになると思うんですね。
0:19:48	はい。ですからそこは、
0:19:52	そこが
0:19:56	この表の方がその可動装荷物の、
0:19:59	価値が要するに0.3\$。
0:20:02	以下なんだけど、
0:20:05	もし急性による反応度が何かしらあれば、稼動は、可動装荷物の反応度が0.3\$ではまずいわけですね。
0:20:15	あそこは、もう少しね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:18	こちらの方の、
0:20:20	保安規定の方では、明確にしておく必要があるんじゃないかという、そういうコメントなんです。
0:20:29	はい原科研静止イシイですけどもそれがわかるようにこのアスタリスクをちょっと振ったつもりなんですけども。
0:20:38	反応度添加量と合わせて制限するというところで、
0:20:43	加藤総括後内挿管も合わせて 0.3 ドル以下というのをここでは記載しています。
0:20:53	可動式の反応度
0:20:57	転化量とあわせてっていうのはあるんだけど、これはあれ、表では 0.3 ドルまで許されてる。
0:21:07	いや、これだから
0:21:10	そこが読めないなので、3 ドルは、
0:21:13	現在は静止しですけど、この 0.3 ドルは可動式の、装荷物と内挿管、
0:21:20	内挿管を使う場合は再挿管も含めて 0.3 度以下に、
0:21:24	制限するというのを行ったリスク 1 では記載しています。
0:21:28	うん気持ちはわかるけどそうは読めないんじゃない。
0:21:34	あの考えてる制限を担保しようとしてるものは一致して別にそれが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	違反の可能性があるっていう、そういうふう考えてるわけじゃないんだけど、
0:21:44	これだと読めそれが読めないっていう
0:21:47	それが読めないということですね 10 万円 3 ドル以下の中に、
0:21:52	内挿管の方の注水の効果が入ってるっていうことが、
0:21:56	これは読めませんね。
0:21:59	減少機構に対するそれではアフターリスクを移動して、例年 3 ドル以下の方に * を振るといかがでしょうか。0.3 ドルが意味するところは、
0:22:11	大相関等も含むという表現なろうかと思います。
0:22:17	うん。要するに、
0:22:20	にするという、そういう、
0:22:22	ことが明確になるように直してもらえばいいんですけど、ちょっと今のままでは、
0:22:32	路線、
0:22:33	角野っていうそのカードを持ってない、0.
0:22:38	だっていう。
0:22:41	ちょっともうちょっとこの角野っていうことが、これはよくわからないんで、
0:22:45	今言った 0.3 度以下っていう制限が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	内装管への注水注入とか、稼働総合物の反応度力、
0:22:54	それがもう達した上で 0.3 ドル以下
0:22:57	が明確にわかるようにしてもらった方がいいんじゃないかっていう。
0:23:05	はい原科研静止市ですけども、そしたらまずこの*1 っていうのは 0.3 ドル以下の方に振って、
0:23:13	この前半部分はいらないような気がする。
0:23:20	そうですね後半部分の方が大事ですね後半のところを記載するというのは 湧水かどうか別の反応度を合わせて、この 0.3 っていうこと。
0:23:31	わかるように、まとめてくれればいいと思います。
0:23:36	はい。少子原科研性質です承知しましたそのように修正します。ありが とうございます。
0:23:43	それからですねちょっと細かいんだけど 3 ページ目のところで、
0:23:48	猪野。
0:23:50	講師坂括弧アタッチメント。
0:23:52	このアタッチメントっていうのは、これ、
0:23:55	割と一般的な言い方なんだけど、これって割とはっきり定義されてま すかね。
0:24:02	はい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:03	原科研静止市ですけども、こちらは設工認の格子盤の中でアタッチメント等を実験用装置の可動装荷物脳幹通行蓋というところでどういうものかといったものを設工認の中で明確になっております。
0:24:20	これ具体的な機能としては何度言っても、
0:24:24	ものを、
0:24:24	言ってるんですか。
0:24:29	アタッチメントはその実験計画に応じて付け変えることができる若生芝の一部みたいな感じですね。
0:24:38	です。こうした施工にお出ししたときに、中央 300 センチ角ぐらいを取り外しできるように交換できるように、施工にお出ししております、
0:24:51	この部分がアタッチメントと呼んでおります。
0:24:54	それから実験用装荷物、貫通用の蓋といいますのは文字どおり実験評価物、可動装荷物等を地盤に通す時に、
0:25:04	封センチメートルカクウで取り外しできるように、作ったものです。
0:25:11	これははい石井の申し上げた通り、設工認で定義してございます。
0:25:17	ちょっとアタッチメントってのは中央に装荷物を入れるための割と大きめの
0:25:24	取り外しが可能な部分っていうふうに決まってるっていう、そういう理解でよろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:31	小学校、湯田です。はい今、イシイが画面に映しておりますけれども、中央の割と大きめに取りかえる部分。
0:25:42	をアタッチメントとして記載しております。わかりました。
0:25:47	それからねちょっと先ほどの説明でも一番あったんですけど、規制庁のミスですけど、
0:25:52	この炉心証明書のところで、
0:25:56	派手安全盤の枚数ってありますよね。
0:26:00	これ枚数ではなくて、安全盤について記載するのであれば、配置なんじゃないですか。
0:26:07	本当にいかがでしょう。
0:26:12	はい。原子力機構伊田です。はい。私の方についてもちょっと考えたんですけども、配置については、炉の棒状燃料、炉心配置の中で安全盤も、後は一部の中に出てきますんで、
0:26:28	そこで記載しようと考えてございます。
0:26:35	横野ローマ路線廃棄ってのは何か、別途ちょっと議論になったと思えますけど、
0:26:42	あくまで炉心の配置。
0:26:45	ていうと、一義的にはね、棒状燃料、燃料棒の配置だと思うんですよ。同じ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:51	工場燃料の配置でも、
0:26:55	講師坂新居安全マンスリーとは何ヶ所か、うん。
0:26:58	切られてるわけですけどね。
0:27:01	同じ。
0:27:02	棒状燃料の配置に対して、
0:27:06	同じようなね。
0:27:07	安全盤の配置っていうのは、全く独立に、
0:27:11	一応検討できるはずなので、
0:27:15	炉心は 12 安全盤の枚数を入れる、安全盤を入れるというよりはやっぱり安全ばについては、
0:27:23	一つの格子盤でも、
0:27:27	幾つか、はい。配置が考えられるわけで、
0:27:31	同じ校舎を使ったときに安全盤の配置を変えたときは炉心証明書を作ると。
0:27:36	そういうことになることをはっきりさせる必要があるんじゃないかと思うんですよ。
0:27:46	減少機構に対するはいますう、最初の方のご質問、コメントですけれども、のは、安全盤の枚数と 2、実験装荷物の種類

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:58	を、あと2についてどういう配置にするかは、この棒状燃料の最後に書いてある炉心配置、これ炉心配置図つくりますのでそこに一緒に書こうというのが私どものこの
0:28:10	案を作った内容です。はい。
0:28:15	それから後の方のコメントに、
0:28:20	についてはですね、イシイの申し上げました、先ほどの回答の中で申し上げました通り、安全万能配置が変わる時に必ずやるべきかというところはちょっとケースバイケースということで、
0:28:33	例示に入れるのはふさわしくないのではないかと考えて、外したということでございます。
0:28:46	刀禰晃これか、例示というか、
0:28:53	マストなのかやった方がいいのか。
0:28:56	ベターなのか、難しいところではあることは承知してるんだけど、
0:29:07	結局同じ枚数でね、配置を変えなきゃならないっていうのは、
0:29:12	例えば並行の
0:29:14	平行に置いてるものをね、例えば定時にしなきゃならない。
0:29:19	並行で、
0:29:20	2枚で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	炉心の燃料部、燃料領域を変えるだけだ、であれば、あそこのパターンで1種類ですけども、もし仮にそれが、
0:29:31	並行では取れなくてね、例えばT字にしなきゃなんない。
0:29:35	枚数は同じだと。
0:29:38	いうときはなぜそのT字にしなきゃならないかっていう。
0:29:42	その辺が炉心損傷としては、
0:29:44	ちゃんと示す必要があるんだと思うんで、
0:29:49	だから、そういうことを考えると、例えば4枚とかですね。
0:29:53	枚数増えていけば、
0:29:55	パターンを変わってきて、
0:29:58	パターンが同じだったら、その中でどれが厳しいかっていうのは、
0:30:02	ある程度選択できるけど、パターンが変わって、
0:30:06	枚数は同じだけど配置が違うというものについては、
0:30:10	説明がつけばいいですよ、説明がつけばいいけど、
0:30:14	説明が逆に難しいから、
0:30:18	新たに炉心証明書。
0:30:21	作成する必要があるんじゃないかっていう、
0:30:31	はい原子力機構イザワです。おっしゃるコメントの趣旨理解したと思います。は一井についても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:41	学生が大きく変化する場合、
0:30:43	の例示の一つとしてちょっと検討してご回答したいと思います。
0:30:49	ちょっとその辺の書き方を工夫してください。配置を変えたときに、やらないということで行くっていう、言い切ることはちょっと難しいんじゃないですか。
0:31:03	逆に説明がね、ちゃんとつけばいい場合もあるかもしれないけどいわゆる、ここでは原則というかそういう説明がちゃんとな。
0:31:13	そこがある判断があってしかるべきだと思うので、
0:31:18	そういう意味で、
0:31:22	一応考えられるものは入れとってもらった方がいいんじゃないかと。
0:31:30	それからね先ほどの、そこはちょっとお願い
0:31:33	へえ。
0:31:36	炉心配置といったときに、
0:31:39	今、安全盤の配置だとか、
0:31:43	実験予想貨物。
0:31:47	これも含めて炉心配置だっていう、そういう言い方をしたけど、
0:31:52	そこってちょっと、
0:31:57	例えば申請書とかね、完全にそういうふうになってるんですか。
0:32:05	あくまでね、ろってというのは棒状燃料の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:09	種類とはい、いわゆる、
0:32:11	東芝でによって決まる配置、配列、
0:32:19	組んで、
0:32:22	その辺が入ってそ、そこにその羽とか2を、
0:32:27	今、今の部分ではそうそうなってるっていう話だけど、ちょっとわかりにくくしてるんじゃないかなと。
0:32:38	なんか、
0:32:40	そしたらやっぱり、ですね。
0:32:44	はい、原科研静止イシイです。
0:32:48	はいおっしゃることわあ、理解しましたんではとかについても、安全盤の枚数及び配置についても実験装荷物の種類及び配置と、
0:33:01	いうところで配置ということがわかるように追記したいと思います。
0:33:11	母の後に配置を入れるっていうのはそれはいいんですけど今言ってるのは、炉のところの炉心配置っていうところに、
0:33:20	は国が入ってるっていう説明がさっきあったからそれ、それをちょっと確認して、
0:33:26	はい厳正CCですけども、この、我々としては最初、当初、この炉心配置の中で、後にも炉心配置の中で読める当然書き込みますんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:38	読めるというふうに思ってたけど確かにわかりづらいということであれば、後に配置という記載を追加したいと思います。
0:33:47	どうぞ。はい。人配置ってところが、は刀禰を含む、含まない方に、
0:33:55	含まないところ支援入らないんじゃないかと思うんですけど。
0:33:59	かぶらないように、
0:34:01	した方がいいんじゃないかというそういうコメントです。
0:34:05	現象機構イザワです実務的には私ども炉心廃棄図を作りまして、炉心証明書の研究しますけれども、何といたしますか燃料用安全培養総括表というのを作るというよりは、炉心の
0:34:21	どこに何を置くという炉心配置図を一つ作ってそこに、何をどこに置くかを書くというイメージで
0:34:29	申請しましたので今のような記載になっているということでございます。
0:34:35	はい、住友三好です。
0:34:36	井川かわかりましたけど、もしそうであればね。
0:34:40	この炉心配置図には棒状燃料もあるんですよ、安全盤もあるし、実際の装荷物もあるわけですよ。
0:34:47	だから逆に、逆に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:50	炉心配置って書くと、ちょっとその辺がわかりにくくなるっていう、
0:34:55	意味で申し上げた。
0:34:59	減少傾向いただいたはいあくまで主が、やはり、先ほど三浦委員がおっしゃられたように、1は、防鳥燃料ですので50分のところに書いたんですが、いささかわかりづらくなったかもしれません。はい。
0:35:14	ちょっとそういう意味で、必ずしも
0:35:17	のように、
0:35:17	目的、
0:35:25	それからですね、
0:35:28	これも例示を出してもらって、その考え方は、
0:35:32	について確認をする一環なんですけどね。
0:35:36	この3ページ目の、
0:35:40	何か2行ですか。
0:35:43	下線部のところで、
0:35:46	軽水しょ有無等を変更する場合、
0:35:52	これ、こう書いてあるんだけど、
0:35:54	これってどういう意味ですか。
0:35:57	はい。原子力機構イザワです。証紙ケインを含む炉心構成書を作った時に、常温でまずやったといたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:08	温度を上げ始める時にはやはり、別途ですね、炉心証明書を切るというのは修繕のことだと思ってそこに例示として書いてございます。
0:36:22	うん。
0:36:24	そうするとそれはそういう形で運用しても
0:36:29	通所は正直な時って、当然、
0:36:35	先ほどのね、棒状燃料もそうだし、
0:36:39	安全盤の枚数もそうだし、
0:36:41	特にそれほどそういうものを、
0:36:44	配置自身を、棒状燃料の
0:36:52	並べ方はもう当然一定なんだ、一つの実験では一定なんだろうけども、
0:36:58	当然安全盤とかそういうものは、配置は同じであると思うんですよ。
0:37:03	ですから逆に言うと、もし庄子研やるのであれば、
0:37:07	例えば常温の場合と、一番最高の
0:37:11	炉心の今度の方針で、
0:37:15	どちらが厳しいかっていうことを評価して、
0:37:18	与信証明書としては、1枚でもいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど。
0:37:26	そこは必ず2枚を作るという、そういう意味でここは書いてるということ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:33	原子力機構井田です。はいおっしゃられたように、副失業の明らかに安全側に変化するようなときに、わざわざ切り直すということは考えてございません。
0:37:45	あくまでやったことないところに行って、不安全な方向に行く時、
0:37:51	音もある時というイメージで書いてございます。
0:37:58	上西さんの安全側の書き方になってる。特に、
0:38:03	検討してもらう数があるとは思ってませんけどちょっとそういう印象を受けたということで、
0:38:16	えっと、私の方からはこの審査の資料については以上です。
0:38:24	あ、すみません規制庁のスゴウです。
0:38:27	あとちょっと今のミヨシのコメントとかぶるところがあるんですけども、
0:38:34	先ほどの3ページの、
0:38:37	その炉心配置のお話だったと思うんですけど、ここを
0:38:41	結局
0:38:43	審査会合で私カラーしたコメント31条の燃料の総カーにある炉心証明書に記載された炉心配置であることっていうのと、
0:38:53	結びつかないんでっていうコメントを受けて記入してもらってるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:58	衛藤先ほどその炉心は 1G に何を含まかちゅうことで、
0:39:04	その 31 条側で臨界ジツウ第 1 課長が、
0:39:10	確認しなければいけない炉心配置の中に、
0:39:13	安全盤も含むのか、実験装荷物とかも含むのか。
0:39:20	なんかそういうのも踏まえた上で、ちょっと検討していただけますか。
0:39:31	はい原科研静止です。承知しました当然我々は安全盤の配置とか、
0:39:38	も含めて確認しますので、
0:39:42	そうですね。それがわかるように記載します。はい。
0:39:47	おっしゃりたいと思います。はいよろしくお願いします。
0:39:51	なので次ちょっとどう書かれるかわかんないですけど、炉心配置っていう時にどういう情報が含まれてるのかっていうのとかを、
0:40:01	ちょっと明記してもらった方がいい、わかりやすいんじゃないかなと思いました。
0:40:08	それから、
0:40:10	す。第 2 項の過失してもらってるところの例えば
0:40:17	可溶性中性子
0:40:19	吸収材の種類、またはその有無ってなあって、
0:40:23	衛藤種類についてはその炉心構成とカー 2 は書かれないような感じがするんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:31	これは、種類は、この炉心構成の方の、この補歩行（2）の歩行とかに書く必要はないですか。
0:40:41	はい、原科研静止です確かにおっしゃる通り、お礼コア。
0:40:46	急須中性子吸収材の種類の方が適切
0:40:50	ですんでそのように修正したいと思います。
0:40:54	有無もあるんであればあれですけど、はい。書類も必要であれば入れてください。
0:41:00	それから、
0:41:02	先ほどのその軽水温度の、
0:41:05	軽水消音の有無っていうのも、
0:41:10	これは
0:41:13	何だろうな。
0:41:16	炉心コース（6）のその炉心構成の変化範囲っていう中で、
0:41:23	軽水の温度が常温なのか、その温度上げるのかっていうのが、
0:41:29	記載されるっていうことなんですね
0:41:32	ちょっと第1項の中に含まれてる文言の中から軽水消音の有無っていうこの、
0:41:41	ところがちょっとやっぱ結びつかなくて、どこに含まれる話なのかなと思ってですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:49	ちょっとお聞きしてるんですが、
0:41:51	はい。原科研静止イシイですけどもこのS T A C Yの場合は、軽水が減速材と反射材を兼ねておりますんで、
0:42:01	この辺に含まれるものになりますね。
0:42:05	なので確かにこの結びつきを考えると、減速材及び反射材の温度の昇温の有無、
0:42:14	なんですけども軽水でもわかるかなと思ってこのようには記載したんですけども、そういうことですか。
0:42:20	はい。許可や設工認の中で軽水減速材反射材、軽水を用いると、いうことは記載してますんで、
0:42:31	規制庁のスゴウですわかりましたはい。
0:42:36	はい、ありがとうございます。はい。
0:42:37	それからですね、
0:42:40	ちょっと私がその規制庁の杉沢田野、私とその審査会合で、
0:42:47	ちょっと主としてコメントしたのが、
0:42:51	ちょっとその審査会合の資料の、
0:42:56	28とか20、
0:42:59	9ページ。
0:43:01	とかで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:02	28 ページですかね。
0:43:04	炉心厚生省から炉心証明書に移ってこの運転実施計画も含めてなんですけど、ちょっと審査会合で運転実施計画のことは触れませんでしたけど、
0:43:15	要はその
0:43:16	保安規定の中で、文言としても、
0:43:20	の繋がりとかが若干わからなくてですね。
0:43:24	今の第 6 条の炉心証明書も炉心を構成する時とは書いてあるんですけど、
0:43:31	これと、その第五条の炉心構成書との関係とかが、
0:43:36	ちょっとわからないんですねで、えっと、
0:43:39	触れませんでしたけど第 7 条の運転実施計画の方見ても、
0:43:44	その子小っちゃ炉心証明書との関係がちょっとわかりにくいんで、
0:43:49	本前回の審査会合資料の 28 ページにある流れがですね、実際の法案規定でもうちょっとわかるように、
0:44:00	規定をしてもらいたいというのがちょっと前回の会合での私からの指摘だったんですが、その点いかがでしょうか。
0:44:11	はい。原科研静止市ですけども、承知しました。ちょっとそれ、炉心厚生省炉心証明書運転実施計画、これが一連の流れで作ると。
0:44:22	というのがわかるように記載の方は見直したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:27	規制庁のスゴウです。
0:44:28	よろしくお願いします。
0:44:30	ちょっとですね今のコメントに若干聞いた話なんすけど、
0:44:37	いろいろな
0:44:39	説明足審査用の資料とか、
0:44:44	あと
0:44:47	設置変更許可申請書とかをちょっと見ると、そもそもその炉心構成章を作る際に、まず、実施計画、実験計画、
0:44:59	があると思うんですね。
0:45:01	そこの実験計画の保安規定上の扱いがちょっと私よくわからなくて、
0:45:08	例えばその審査会合の前の資料の 28 ページでも、個人証明書での、
0:45:14	その実測値が次事前解析値と大きく異なる場合は実験計画を見直すとかっていうのもあるんですけども、
0:45:25	炉心証明書の今回の規定とか見てもその実施実験計画の話とか、
0:45:32	通す、この実験計画は保安規定上ど、どういう扱いなのかちょっと教えてもらっていいですか。
0:45:42	はい原科研出身の石井ですけども、実験計画は実験のユーザー基本的には研究グループがこういう実験をやりたいというところで実験の目的と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	あと炉心の構成こういったのをパラメータにしたりとかそういったものが出てくる。
0:46:00	ものになります。
0:46:01	それを受けて我々臨海1課の方でどういう炉心を組むかというところで、炉心構成書を作成するというものになっております。
0:46:12	なので一番最初の実験計画につきましては
0:46:17	保安上は、何ていうかな、直接関係ないといいますか、やはり保安上重要になるのは炉心を構成する炉心構成書からというところで、保安規定では炉心構成書等それ以降の流れを規定しております。
0:46:34	規制庁のスゴウですあくまで実験計画は、あとそのユーザーさんがこういうのでやりたいっていうある程度希望みたいのがあって、
0:46:45	発想でそれを踏まえた上であん時、安全とかの観点から、その炉心構成がこういうふうにとできるとかっていうそ、そこからだから、
0:46:56	安全の観点でのその確認が始まるんで、保安規定上は、
0:47:02	炉心厚生省から始まるっていうそう、そういうことですかね。
0:47:06	はいおっしゃるご理解の通りです。
0:47:10	規制庁のスゴウですわかりましたそういうことであれば、
0:47:15	何とかそういうことかなとも思いつつ、ちょっと、
0:47:18	聞いてみたか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:19	わかりました。
0:47:21	とそれから、
0:47:23	えっとですね。
0:47:25	前、前回
0:47:29	ミヨシの方から、
0:47:31	前回の審査会合で、
0:47:34	審査会合の 27 ページで段階的に実験範囲を拡大するっちゅう話について口頭で、どういうふうに示していくか、実験範囲を拡大していくかっていう説明をいただいていると思うんですけど。
0:47:50	江藤。これについても、できれば
0:47:54	資料にしっかりちょっと落とし込んで、
0:47:58	説明いただきたいんですけどよろしいですか。
0:48:02	もう一つの方にあります。
0:48:04	いや原科研静止イシイですけどそこはちょっと資料にちょっと落とし込んでないので資料につい
0:48:11	交わしたいと思います。はい。
0:48:13	規制庁のスゴウ医師よろしく申し上げます。
0:48:24	はい。
0:48:31	あ、あと規制庁のスゴウです。衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:35	6 ページの、
0:48:37	正がキーに書いてあった不足喰うに記載するっていう不足のイメージはもう、
0:48:43	あれですかね、今そのただし書きで書いてる、28 条の、
0:48:49	文言が大体ほぼ変わらず付則に入ってくるというイメージでいいですか。
0:48:57	はい。元結成しですけども。はい。今そのように考えております。
0:49:02	わかりましたもし可能だったら
0:49:05	ちょっと付則の案みたいにもう、
0:49:08	示してもらえるとありがたいなと思うんでよろしく申し上げます。
0:49:13	はい原科研静止市ですこの資料 1 を改訂版を出させていただきますのでその中で補正案示したいと思います。はい。
0:49:24	よろしく申し上げます。
0:49:26	資料のこの 1 の方、私、カラーのコメントは以上です。
0:49:34	はい。
0:49:35	それでは
0:49:39	もう一つの資料、
0:49:41	なんですけどす。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	ちょっと昨日の夕方だったんでちょっと送っていただいたのか、ちょっと昨日の晩のよく見てんないんですけれども
0:49:53	1度6月の17日でしたっけ。
0:49:57	に、事前に送っていただいた坂から変更したところがあればちょっとその旨
0:50:05	説明の時に言っていただければと思うんですけれど。
0:50:10	それで説明をお願いしますか。
0:50:14	はい承知しました厳格性CCです。基本的には以前お送りした版からほとんど変更ありません。審査会合でちょっとコメントを受けまして、
0:50:24	そのコメントを踏まえて、ちょっと記載を見直さというところはありませんけどちょっと説明の際に補足したいと思います。
0:50:32	で、
0:50:43	そうしましたら資料199-2になりますが、まずう変更内容のところはグレーのハッチングをかけたところになりまして、3ページ。
0:50:53	こちらについては、前回ヒアリング時にミヨシ参与カラー確認事項の確認頻度を、
0:51:02	記載するようにというところで一番右の欄に、この確認頻度という欄を設けまして運転の都度なのか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:13	ていうところですね、実験計画に応じて確認するのかというところを記載を追加してございます。
0:51:24	続いて、
0:51:27	7 ページになります。
0:51:38	7 ページにつきましても、これ機能を送った時に変更はしてございません。6 月 17 に送った資料のままです。
0:51:49	6 月 10 日のヒアリングの際に今後計画している実験の真の全体像についても説明することということでまず表の 3-1 にして資料今後計画している実験の心というのを記載しております。
0:52:03	大きくは大きい分類で言うと三つ、基本炉心、
0:52:08	さらにはデブリの臨界データを取得するためのデブリ炉心、
0:52:13	あと中性子毒物、点火炉心という大きく三つを記載してございます。
0:52:18	基本炉心 1 というのがすでに設工認の認可を受けていもの受けたものになりますが一番プレーンな基本方針ということで、
0:52:29	少数の工場燃料のみを使用した基本的な炉心になります。
0:52:34	実験計画に応じて軽水に可溶性中性子吸収材のボロンを添加するというそこまでの範囲になっておりますが、あらゆる実験の真のベースになるものとしてこの基本方針を今認可を受けているところになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:50	基本炉心 2 というのが基本炉心位置に加えて可溶性中性子吸収材をポロンではなく、今度ガドリニウム等に加えた開かれたもの。
0:53:01	山賀になっております。基本方針 3 というのは今日の審議に加えて工場燃料の濃縮度を 5% 以外のものに変更すると。
0:53:12	こういうものになってございます。ただしこの基本方針 2 と基本の審査については直近向こう 1 年の間にはこういったものをやるというところは今のところを計画としては具体的なものは、
0:53:26	ございません。
0:53:27	具体的な計画があるのがデブリの論旨の位置と、こういうものになっておりまして基本の新一をベースに、実験用装荷物のうちデブリ構造材模擬体。
0:53:40	デブリ構造材模擬体ってのはデブ、ここの名の通りなんですけどデブリの構成要素なるものですね、鉄とかコンクリート、
0:53:50	そういったものを工場に確保成型しまして、炉心に装荷するというものになっております。
0:53:57	もしくは燃料資料挿入管、こちらは棒状燃料の形をしたものになります がその中のペレットに、
0:54:06	テストカー。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:10	ハフニウムだとかデブリの成分になるものをまず来まして、燃料ペレットに形にして、それを棒状燃料の中に装荷して
0:54:21	工場のような形にしたもの、それを炉心に装荷するということになってございます。
0:54:29	あとデブリ炉心の2というのがデブリ炉心1の実験結果または1F燃料デブリのサンプリング結果を踏まえてデブリ構造体みたいな種類を変更する。
0:54:40	レベル7では今のところろうテストコンクリートを考えておりますんで、その他に濃い他に種類がふやしたいというのがあればやるというところでデブリ炉心になっております。
0:54:55	これについても具体的な実験結果は今のところありません。
0:55:00	あと三つ目が中性子毒物の添加炉心というところで
0:55:06	通常の棒状燃料に中性子毒物を添加したのになります、それを炉心に配置して実験を行うというふうになってまして、
0:55:17	こちらについても直近の計画の分はないというふうになってございます。
0:55:25	上の次の文の方に戻りまして、これらの実験の心は設計条件、設計仕様が異なるものも異なるものの、いずれも許認可に記載している核的制限

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	値や炉心特性の範囲で運転するということを約束しておりますのでその通り運転すると。
0:55:41	今はなっております。
0:55:43	このため保安規定では保安のために確認すべきパラメーターとして核的制限値、炉心特性の範囲、先ほど別表第1の炉心構成の条件を示しましたけども、
0:55:54	その範囲で運転するために、事前に計算解析を実施して、実測して確認するということで保安規定には、
0:56:05	企業の進出とか基本の資料がそういった細かいところは、記載してなくてあくまで許可の炉心構成条件を記載して縛っているというものになってございます。
0:56:23	で、続いてが12ページになります。
0:56:31	2ページは先ほど資料1で、大体、説明をしたんですけども、資料1で説明した通りですね。
0:56:41	です。ただ、16月17日を提出した時からは、ちょっと一部修正しまして例えばの例示の中に安全の枚数とかっていうのは、
0:56:51	抜いたということで資料1との整合を図っております。
0:56:55	6月17に出した時点では、不安定にはこの考え方は記載しないで、規制検査の中で確認したいという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:05	我々の考えを示しておりましたけども、審査会合の中で再度作成する考え方を保安規定に記載してくださいというコメントを受けましたので、最後の一部のところはこのように、
0:57:17	修正しているというものになってございます。
0:57:22	で、
0:57:24	続いて、13 ページになります。
0:57:30	保安規定において、海水による純水分通じの未臨界確保に係る事項はどこに記載されているのかわからないと。
0:57:38	許可申請書や設工認との整合性の観点から保安規定担当する事項等を下部規定で担保する事項を明確にすること。
0:57:46	二つ目のポチでホームページに、これもあれですね認可被水制限の記載がないというところでこちらは、
0:57:54	資料 1 で説明した内容になります。
0:57:58	回答の方に書いておりますのは、これも先ほど資料 1 の方で説明しましたけれども、従来は下部規定、運転手引きも含めて、
0:58:08	許可や設工認に記載していたものや、満足するような記載になっておりましたけれども、
0:58:15	今回それを見直してですね許可や設工認で記載しているものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:21	保安規定で見えるように、記載を修正したというものになっております。
0:58:27	具体的には両括弧 6 炉心構成書の中で安全反応度というところがありますんでそこには炉心が浸水海水によるしようとした場合の安全盤と近江委員の出席効率の評価を含むことを追記する。
0:58:43	炉心構成の条件については、先ほど資料 1 で説明した通り、こういったものを追加すると、こういうものになってございます。
0:58:59	14 ページからが左側に許可申請書と設工認、右側に保安規定。
0:59:06	赤字のところ、補正する箇所になっておりますが、許可設工認で記載している事項が保安規定で見えるようにというところでこういった内容を追加しております。
0:59:20	許可では炉心は安全盤の性能と相まって海水を想定、浸水を想定しても民間を確保できる範囲に限定すると。
0:59:30	ということが記載してますんで両括弧 6 のところにそのような記載を記載していると。
0:59:36	いうところになります。
0:59:39	この別表第 1 については先ほど説明した通りですね、臨界数字だとかこういった両括弧 3 の項目を追加するというところになってございます。
0:59:50	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	この辺は資料1で説明したんで、内容は割愛しますけどもそれになっております。
1:00:01	あと25ページです。
1:00:11	こちらでも既存の燃料と新しくロシアでつくる燃料の仕様を比較した表になりますが、
1:00:21	前はこうすら記載していませんでしたが今回は黄砂を含めて記載するということで、それぞれの主要寸法や、
1:00:31	燃料ペレットの濃縮度等、そういったところに黄砂を記載したということになっております。
1:00:40	あと109ページになりますが、
1:00:47	これは前回の6月10日のヒアリングの際に原子炉の運転の手引き、実際に運転操作どのようなものをするのかというところで、
1:00:58	運転手引きの青を提出してくださいというところのコメントありましたんで我々が今考えてる運転手引きの案を
1:01:10	載せてございます。
1:01:13	ちょっとこちらは中身が細かくなりますんであくまで運転手引きでは、こういった記載になるというところで参考に見ていただければと思います。
1:01:24	説明は以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:27	はい。規制庁島村です。それでは、ご説明に対しまして、確認事項ありましたらお願いします。
1:01:40	規制庁島村ですけど
1:01:42	7 ページに全体計画、
1:01:46	ご説明があったんですけど、
1:01:49	こういった大体、
1:01:52	何年間ぐらいで、
1:01:54	この表 3-1 に書いて、
1:01:56	である。
1:01:59	実験をするとかそういうのって大体決まってんですか。
1:02:04	はい弦楽や S T A C Y 市です。そこまでは今んところ具体的な計画はないですね少なくとも今後 1 年で、この直近の計画のありにしたものを、
1:02:16	データ取りをするというところが今現状、決まってるところになります。
1:02:28	規制庁の三好ですけども。
1:02:31	今の 7 ページのところで、
1:02:35	直近のっていう、
1:02:37	ちょっとこうやると、
1:02:44	逆に言うと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:46	1 年以降、
1:02:49	2 番。
1:02:50	ここでないと書いてある基本炉心とか 4 炉心、
1:02:54	2 とか 3 とか、
1:02:56	こういうものも出て、
1:02:58	くる可能性もあるということなんでしょう。
1:03:05	はい原子力機構の飯田です。今おっしゃる通りです。今、医師がご説明 差し上げましたように、
1:03:14	来年さらに 5、令和 5 年 6 年、有井までは基本炉心位置、それからデブ リ炉心 1、
1:03:23	2、をやりますけれども、基本方針 23 はそれ以上、数年以降のペースで 考えていきたいと考えております。
1:03:36	はい。
1:03:38	ですからあまり 2 年以内っていうか、
1:03:42	3 年以降と特に区別をつける必要もない、ないんじゃないかっていうそ ういう、
1:03:47	あれはあってどちらかというのですね
1:03:49	炉心の概要のところ、
1:03:52	今

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:54	ないというふうになってる。
1:03:57	もう
1:03:58	直近ではないかもしれないけども、
1:04:00	例えば、可溶性中性子吸収材。
1:04:04	ブルーム等からですね。
1:04:07	それから、デブリ炉心の方でデブリ構造材模擬体。
1:04:12	それから燃料試料挿入管、
1:04:15	こういったものが、これはやはりあります。
1:04:19	この辺ってのは設工認は出てくる。
1:04:22	のかどうかってそこを確認したいんですけど。
1:04:27	はい。原科研静止イシイですけども、このデブリ炉心1については今8月、
1:04:35	ぐらいに新設工認申請することを考えております。
1:04:47	ちょっと基本ラインの方は普通はどう。
1:04:51	研究してないと。
1:04:55	はい上げ静止ですけども、基本路線の方は今ところ、市は認可を受けてますが新居さんについては直近で設工認を申請するという計画はありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	だからその辺を、逆にこの表に入れておいてもらいたいですよ。その考え方を、
1:05:20	余りにも、直近、
1:05:23	直近である内、なしっていうのであればこれは、
1:05:29	ちょっと時期がずれてるっていう。
1:05:32	ぐらいの。
1:05:33	ということで、計画としては、その3年後で、
1:05:37	やろうと。
1:05:38	それは計画がないってこと。
1:05:40	うん。
1:05:41	ここは少し工夫が要るんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがですか。
1:05:50	はい。厳正真摯ですけども、承知しました
1:05:55	設工認の申請の有無がちょっとわかるように表の方は修正したいと思います。
1:06:08	ないというよりは
1:06:11	中長期とかね、もう直近だったら短期とかなんかそういうふうに、
1:06:18	いずれこれないと言ったって、そんな
1:06:24	いずれ、数年のうちにはやるんでしょうから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:28	一応項目としては起こしておいてもらって、設工認を出す。
1:06:33	かどうかについての、
1:06:36	その考え方を明確にしてもらった方がいいんじゃないかということ。
1:06:41	工夫していただければと。
1:06:47	はい。減額補正しですけどもう本当ごめんなさい、ちょっとあまり、ちょっと聞き取れなかったんですけども、腹筋の計画の部分の欄はなくてよくて、
1:06:59	もうじきずつ時期としてずらしたいんだったら
1:07:03	はい、書いといてもらわないけども、
1:07:06	ないないとか、
1:07:08	ないって言っても要するに3年後以降、3年以降にやるんだったらないんじゃないかとあるんだ。
1:07:14	はい。だからそれは
1:07:17	というよりは、
1:07:18	もし時期的な情報を入れたいのであれば
1:07:24	年度入れるのも、
1:07:25	難しいかもしれないので、短期とか中長期とかなんかそんな時期がわかるように、
1:07:31	してもらった方がいいんじゃないかなっていう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:34	承知しましたじゃちょっともうちょっと、実施する時期が現世CCですけども、実施する時期がわかるように記載するのと、あと直近のものについてはいつぐらいに設工認申請するかというそういった情報を追加したいと思います。直近じゃなくても
1:07:52	そこに入ったこのものについては設工認を出すのか出さないのかっていうところを、
1:07:58	もう設工認の方も、
1:08:00	何として設けてもらえばいい、もらう方がいいと思います。
1:08:05	原科研性出資です。承知しましたただし基本方針につきましてじゃない、炉心につきましては、全部設工認が必要だというふうに考えております。
1:08:20	はい、原子力機構の江田です。はいあくまで私どもがここに書きましてら、この研究ニーズ次第、これからの研究がどう進むかというところがございまして私ども研究者とコミュニケーションをとりながらおそろくこうなるであろうということで、
1:08:37	書いてございますのでちょっと漠とした書き方になっているかもしれませんが、はい。
1:08:43	へえ。それ、規制庁の伊勢それは研究努力と、もう少し
1:08:49	10年先の話を聞いているわけじゃないんだから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:52	ある程度具体的にやるという可能性が、ほぼ、
1:08:57	あるものについては入れてもらって、
1:09:00	それに対して、
1:09:04	そんなに
1:09:06	難しい話をしてる。
1:09:07	で、
1:09:09	使う、特に実験用の装荷物ですよ。
1:09:13	類のものについて設工認を、
1:09:16	が使用するかどうかということ、ここで、
1:09:19	示してもらいたい。
1:09:24	はい白木香田です。はい。私ども想像で書いてあるところと具体的に、 計画があるものについてちょっと書き方工夫したいと思います。
1:09:52	すいません規制庁のスゴウです。
1:09:55	内容んの、へのコメントじゃないんですけどちょっとこの資料の作りの コメントで、
1:10:02	最終的に多分、審査資料として、でき上がっていくのかなっていうふう に思ってるんですけど、その時に、
1:10:13	例えばコメントNo.4。
1:10:17	ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:18	何ページ。
1:10:19	8 ページのとかっていうのは、
1:10:22	今回追加いただいてるナンバー4-2 とかを踏まえると、
1:10:27	ここら辺修正とかって必要ないんですかね。
1:10:34	原科研静止しですけど、そこは確かに我々もどう見せようかなとちょっと悩ましいところではあるんですけども、
1:10:43	最終的にはそうですね。この資料の中で統一した考えで記載しようと思いますんで、
1:10:53	最終的にちょっと回答内容を4-1 とか4-2 と整合するように記載は修正したいと思います。はい。規制庁のスゴウです。
1:11:03	そうしていただけると、多分いいかなと思うんでよろしく願いします。
1:11:10	それから5 ページのコメントNo.の3 の、
1:11:17	内容なんですけれども、
1:11:20	前回の審査会合で、
1:11:23	大洲施工に、
1:11:25	申請 A 棟、その炉心の構成が変わったときには、一応
1:11:31	慎重に、保安規定の変更、
1:11:37	の認可が必要ないかどうか、検討しますっていうことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:41	言っていたので、
1:11:44	ちょっとそういうのも見えるようにしてもらってよろしいですか。
1:11:50	はい。言語牽制しイシイです。はい審査会合で口頭で回答した内容も追記したいと思います。
1:11:59	はい、規制庁の少しよろしくお願いします。
1:12:02	私からは以上です。
1:12:09	刀禰ちょっと規制庁の三好です。
1:12:13	資料の9ページ目。
1:12:15	10ページ目に、先ほど来、
1:12:19	議論になってる個人構成者と、
1:12:21	炉心証明書。
1:12:23	うん。
1:12:24	あれがあるんですけども、
1:12:31	これを見ると、
1:12:34	核的制限値等は同じでいいんでしょうけど、運転手引きの記載事故、
1:12:40	というところを見ると、
1:12:44	へえ。
1:12:47	ふうん。
1:12:48	なんかその、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:51	どういうふうを選んでるかっていうのがちょっとその考え方がよく、これだと。
1:12:57	トレースできないんだけども、
1:13:08	例えばね
1:13:10	先ほどあった炉心構成の変化範囲っていうのがありますよね。
1:13:15	11 ページにこれは炉心証明書の方に、
1:13:18	炉心構成の変化範囲。
1:13:22	うん。ええ。
1:13:24	その真ん中の運転手引きのところ、
1:13:28	進行性の変化範囲、もうこれさっきちょっと議論した項目が並んでるんだけども、
1:13:36	これは、
1:13:37	炉心構成者には、こういうものは出てこない。
1:13:44	両括弧 3 の方の炉心構成。
1:13:48	4 ということなんですか。
1:13:52	はい原科研静止ですけども、炉心構成とですね、炉心、9 ページの新厚生省の中の両括弧 3 の両炉心構成の中に、
1:14:03	範囲を記載するというふうになってます。
1:14:07	一方 11 ページの炉心証明書については、両括弧 2 の炉心構成は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:14	ある特定の値を書くと、北條燃料であればもう燃料の本数が、300 本なら 300 本と、
1:14:23	いうところで記載してその炉心を組でですね実測をするというふうになってます。
1:14:30	その実測値を踏まえて今度、両括弧 6 の炉心構成の変化範囲で、
1:14:36	この炉心証明書で運転できる運転範囲を明確にするというものになっております。
1:14:48	規制庁の三吉です。そうすると、基本的にはその変化の範囲としては誤信厚生省の方が大きく網をかけて広くて、
1:14:57	その中で、
1:14:58	個人証明書の方は、
1:15:00	それを幾つか、
1:15:02	先ほどの安全盤、
1:15:05	条件だとか、
1:15:06	そういうもので分けてグループ化してるというそういう形で運用されると思うんですけど。
1:15:12	もうそれに対応して、
1:15:15	この炉心構成書の 9 ページの方の方では、
1:15:19	3 のところに範囲を書く。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:22	いう形になってるってことですか。それで、
1:15:26	11 ページの、
1:15:29	その中でかつグループ分けしたんかつ炉心法施証明書に対しては、
1:15:36	空想名所に対して炉心構成の変化範囲、
1:15:40	いわゆる新証明書でカバーしている炉心の範囲をここで書くっていうか そういうようになってると。
1:15:47	ですか。はい。元は医原性強いですけどもはい、その通りでございます。
1:16:02	それはどっかで読めるのかっていう。
1:16:05	ところがちょっとあってこの表の 4-1 っていうのはこれは、
1:16:10	保安規定の中に入っている表なんです。
1:16:14	厳正出資ですけどもこれは入ってはいません。
1:16:20	いわゆる説明後に、表の 4-14-2 っていうのを作ったってことですよ ね。
1:16:25	そうです。うん。そしたらねその辺を、
1:16:29	このコメント No. 4、
1:16:32	ところに少し、
1:16:34	今、今の説明、
1:16:36	ことで、言われた説明を少し加えてもらえませんかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:40	そうじゃないと、ちょっと
1:16:42	ちょうど4-1と4-2だけ見てもね、どういうふうな書き方にそれぞれしてることかというのが、
1:16:49	多分わかんないと思います。
1:16:51	何かこうダブってんの。
1:16:53	本来の不振厚生省の方が一応八尋井野に、
1:16:58	範囲っていう言葉をね、証明書の方にしか出てこない。
1:17:02	これもちょっと、
1:17:04	なかなか、
1:17:08	説明がないと理解しにくいと思うので、
1:17:12	今、このフォーマット変更するとか、これは説明しろ。
1:17:17	だから前のように、
1:17:19	書いてもらっても構わないんだけど、その辺の、
1:17:22	ところがわかるようにしてもらった方がいいんじゃないかと思う。
1:17:27	はい。厳正CCですけども、はい承知しまして今ちょっと口頭で説明し、申し上げた事コメントNo. 4の中で、
1:17:36	ちょっと記載したいと思います。
1:17:40	よろしくお願いします。
1:18:05	規制庁のミヨシで最後に炉心、やっぱり炉心構成書と証明書の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:11	ことについてなんですけど、この資料で、
1:18:14	最後の方の 114 ページから、
1:18:18	実際に案と、
1:18:20	いうことで書いて
1:18:22	載せてもらってるんですけど。
1:18:25	これで、
1:18:29	説明をちょっといただいていると思うんだけど
1:18:34	いわゆる
1:18:36	これは、
1:18:38	今回の更新の S T A C Y ように作ったという。
1:18:42	ということですが、
1:18:44	これ、例えば 117 ページに、
1:18:48	イタリックになってるんですけどこれって、何か意味があるんですよ。
1:18:57	117 ページの炉心構成の変化範囲って、
1:19:03	原価減衰しイシイですけど 118 ページですよ。
1:19:09	ちょっと私古いバージョン見てる。
1:19:12	ごめん。はい。フィックに書いてあるのは、うん。
1:19:16	これ
1:19:18	ちょっと記載例ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:20	実際炉心構成の変化範囲はこういうふうに記載するというのでイタリックのところは、記載例を書いています。
1:19:30	アイドリップは記載例という意味で書いてるってそういう、そういうふうに思えない。そうです。はい。
1:19:49	わかりましたそれで、ちょっとそこの部分なんですか。
1:19:54	あれしますけど、これ
1:19:57	いろいろね、実験装荷物とか、家族間稼働装荷物駆動装置、或いは案内管とか、この辺というのは
1:20:06	それぞれ許可のところで、
1:20:09	一応、もの、
1:20:11	想定してるとは思いますけど、
1:20:13	実験を総括としては今のところ、この可動性、可動装荷物駆動装置と案内管、
1:20:22	だけだっけ。
1:20:24	でいいんですか
1:20:27	はい。原科研静止のイシイですけども、今現、現状の設工認で認可を受けているものは可動装荷物駆動装置だけになります。
1:20:39	今後、この8月、
1:20:42	2、あた新しく実験装荷物として内挿管とデブリ構造材模擬体。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:50	棒状燃料試料挿入管法の三つを申請しますんで、デブリ臨界、そして今後はそういった三つも追加になります。
1:21:01	はい、わかりました。現状では現状では稼働。
1:21:05	装荷物駆動装置、
1:21:07	だけだという、そういうことだ。
1:21:09	麻生です。はい、ありがとうございました。
1:21:27	シマムラですけれどもすいません今の
1:21:30	ところとちょっと関係するんですけど 109 ページ。
1:21:35	(5) に炉心装荷物って、
1:21:38	あるんですけども、
1:21:41	と、
1:21:43	これが炉心証明書ん。
1:21:47	日運転時式酷暑に定められたもの。
1:21:52	以外のものは装荷してはならないってことなんですけど、
1:21:56	今の
1:21:58	110、
1:22:01	7 とか 8 ですか。
1:22:05	例えば 118 のところに、
1:22:08	炉心装荷物ってあるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:14	炉心、
1:22:16	118年可動装荷物と、
1:22:20	実験用装荷物っていう、
1:22:24	路線総貨物に、
1:22:27	この両方とも炉心装荷物。
1:22:30	今含まれるっていうことですかね。
1:22:38	はい結果現場静止しですけども、109ページで言ってる、炉心装荷物は、
1:22:48	そうですね実験用装荷物のことを言ってますんで、
1:22:53	118ページにする実験用装荷物ですねちょっと言葉の整合がちょっと不十分ではありますけど、以上としてはそのようなものになりました。
1:23:04	実験用倉庫物を表してください。
1:23:07	はい、わかりましたじゃ今んとこあんだと思うんですけど野瀬その辺用語の方は、
1:23:16	誤解のないように、
1:23:20	ものにしていただければ、
1:23:23	と思います。
1:23:28	はい。エンシュウ香田です。承知いたしました。
1:23:33	はいそのほか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:35	よろしいでしょうか。
1:23:41	今野。
1:23:43	資料。
1:23:46	内容でその他中、
1:23:51	その他この資料以外でも何か、
1:23:56	確認事項あったら、
1:23:58	すいません。
1:24:00	すいません規制庁のスゴウです。今日お示しいただいてる資料ではなくて、ちょっと5月19日のヒアリングの時にお示しいただいている。
1:24:12	許可との整合性の資料なんですけれども、
1:24:18	今、お手元ありますけど、
1:24:22	少々お待ちください。
1:24:34	はい。5月19日の、
1:24:45	あ、はいすいません。
1:24:50	ちょっと私そのキョツカ申請書とか見、
1:24:54	普通これも見つつ、
1:24:56	国してたんですが、
1:24:58	許可申請書の本文に記載があるのに、
1:25:03	こっちの整合性の資料にないようなのとかがあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:09	ちょっとですね。
1:25:11	できれば整理の仕方として、
1:25:15	許可申請書の欄、ちょっと2列にしてもらって、本文と添付、
1:25:21	にして、しっかりちょっと、
1:25:24	抜けなくですね、本文と添付の内容を、
1:25:29	をまず記載していただきたいんですけどもよろしいですか。
1:25:35	はい承知しましたこの表で許可申請書の欄を二つに分けて、本部と添付書類に分けて書くと。はい。
1:25:44	はい。
1:25:45	藤お願いします。はい。その上でなんですけれども、
1:25:52	この許可申請書の欄で、
1:25:56	結構ですね、該当なしっていうのがあると思うんですけども、
1:26:02	あくまで
1:26:05	保安規定で、
1:26:07	許可申請書の範囲内で決めなきゃいけないことなんで、
1:26:12	ちょっと該当なしっていうのは、
1:26:15	若干その許可は許可されてない。
1:26:17	あの事故をやるように、
1:26:20	思ってしまう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:22	枢要で多分多分なんですけど、
1:26:27	当然保安規定の方、細かい話なんで、
1:26:30	許可申請書にイコールになるようなものがないから該当なしっていうふう うに書いてるのかなと思いつつ、
1:26:38	この資料だけ見ると、
1:26:41	許可を逸脱した行為をするっていうふうにも思えてしまうので、
1:26:47	まず該当なしっていうのは、
1:26:49	ちょっとやめていただきたいっていうのが一つと。
1:26:53	説明欄のところにですね。
1:26:56	この先の通り許可に、
1:26:58	記載があり、
1:26:59	保安規定の記載とそごはないっていうふうに書いてあるんですけど、
1:27:05	例えば、
1:27:07	27条の3の第5項の溢水対策とかですね。
1:27:12	別表15-3のこれも溢水対策なんですけど、
1:27:17	溢水、
1:27:18	防護設備のマンホールの蓋みたいなやつは、
1:27:22	許可の方に特段、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:25	何か記載がないんですけど、そこはないっていうふうに書かれてるものもあるんで、
1:27:30	さっきの初めのコメントじゃないんですけど、しっかりと、
1:27:34	許可申請書の内容とかも含めて書いてもらえればそこはいいかなと思いつつ、
1:27:40	まとめ方として、
1:27:43	この
1:27:44	記載とそこがないっていうふうにやってしまうと、
1:27:48	おそらく先ほどの該当なしとかですね。
1:27:51	ちょっと、
1:27:53	何か、
1:27:55	保安規定に書いてあるのに許可申請書のところがないとかですね、そういうのが出てきてしまうのかなと思ってて、
1:28:04	そこがないっていうまとめ方ではなくてですね。
1:28:08	許可の方で、
1:28:10	衛藤。
1:28:12	こういう、
1:28:13	許可されたその行為としてこういう行為をするんで、
1:28:17	こういうことを保安規定に定めますっていう観点から、説明欄、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:23	全体もそうなんですけど、
1:28:25	まとめて欲しいなと思ってます。例えばなんですけど、
1:28:30	その説明欄のところには、その先の先の通り、
1:28:35	設置変更許可申請書に、
1:28:38	これこれの記載があることかな。
1:28:40	これこれに係る運用について保安規定に反映するとかですね。
1:28:45	そうすることで、おそらく
1:28:49	ずばりイコールじゃなくても、
1:28:51	その上流側の行為を、許可の方で定めているので、
1:28:56	数それに関する詳細な運用について定めてるですっていうのが、
1:29:03	多分整理ができると思うので、
1:29:06	そういうふう観点で、
1:29:09	許可とのその整理表を作っていただきたいんですけども、
1:29:15	いかがでしょうか。
1:29:18	はい、原科研静止イシイです。趣旨は理解しましたんで、
1:29:25	そうですね。許可の上流からどういうふうに保安規定に記載してるかっ ていうのをちょっとわかるように、
1:29:33	記載内容を修正したいと思います。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:36	規制庁のスゴウですよろしくお願ひします。ちよつとその上で1個だけ、さっきの該当なしっていうの、はい。
1:29:52	例えばこの運転実施計画とかっていうのわあ、うん、許可では、
1:30:01	あるからちよつと何か、
1:30:05	紙、
1:30:10	多分ですね、規制庁のスゴウですけども、その文言自体とかが、
1:30:18	出てこないとかってあると思うんですけども、
1:30:22	単純に運転をするため、
1:30:27	運転をするっていう行為自体は多分書いてあると思うんですよ。
1:30:31	なのでそれに必要な書類として、
1:30:37	書類としてその保安規定に運転実施計画を定めるとかなんか、もう本当にし、
1:30:42	なんでしょう、この文言イコール。
1:30:45	引っ張り引っ張れないこと結構あると思うんで、
1:30:49	本当に上流の好意怒ら関連づけをしてもらえればいいと思つてます。
1:30:58	はい。原子力機構いわゆる許可の中でおそらく計画的に安全に運転するということが読めるような気はあると思ひます。はい。そ、ずばりは書いてないけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:11	それを感じ、それを噛み砕くために保安規定を定めるという書き方。
1:31:18	はい。規制庁のスゴウです。その通りなのです。はい。
1:31:25	はい。ちょっとそういう最上流の精神が読める農協探してみたいと思います。はい。規制庁のスゴウですよろしくお願いします。
1:31:35	ちょっとその上で、ここ細かい。
1:31:38	あのことでちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどのその、
1:31:43	11 ページになるんですけども、
1:31:48	第 27 条の 3 の第 5 項で溢水対策の話があって、
1:31:55	で、
1:31:56	この溢水対策の前に、地震によるっていう枕詞がついてるんですけども、
1:32:02	許可、
1:32:05	ここれちょっと
1:32:07	許可申請書のちょっと内容が、うん、書かれてないんであれなんですけど、許可見ると、
1:32:11	その溢水対策、別に地震に限定してないんですが、
1:32:16	ここで法案つけた地震によるっていうふうに限定してる理由っていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:26	ちょっとそれを教えてもらっていいですか。
1:32:31	はい。ここについてはですね、これなぜ地震によるっていう枕詞をつけてるかっていうと、
1:32:41	タンクが二つあって、一つのタンクは単一故障、ランダム故障であれば堰の中に収まる。
1:32:51	で、ナンライ水の影響はないんですけども、
1:32:54	地震によって複数破損を想定した場合だけ、その席から溢れ出してしまうんで、この地震によるっていう枕詞をつけています。なるほど。
1:33:05	はい。
1:33:07	規制庁の宗です。なのであれですね、その配管機器等の単なる破損による溢水という意味では、
1:33:14	単一故障だから、そこはカバーできて、
1:33:18	ていうことですよ。
1:33:20	そうです。はい、わかりました後、
1:33:22	規制庁のスゴウですけども、その
1:33:25	消火設備による溢水とかもう、溢水的には考えられるんですけど、そこはないってことはもうあれですけど、許可の段階とかで確認されるんですかね。
1:33:41	今言ってるのは、厳格性C Cですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:46	消火設備が溢水、
1:33:48	その水が管理区域外に溢れるということですかそれとも消火設備の水が溢水して、
1:33:56	何か他の重要な設備が被水して、安全機能を失うっていうこと。はい。規制庁のスゴウです。後者ですねその火災活動によって、
1:34:09	消火栓から水をバースとやると思うんですけども、その時の溢水ですね。
1:34:15	水はい。
1:34:18	それについては、
1:34:22	他には何て書いてあったかちょっと今あれですけど設工認なんかで基本的には被水して、
1:34:28	系統が遮断された場合にはフェイルセーフで原子炉が停止するということになりますんで、許可の中ではフェイルセーフの原子炉停止系を持っている。
1:34:37	設工認の中では、溢水した場合に原子炉停止系が働いて原子炉が停止すると。
1:34:42	いうところを説明しております。
1:34:45	規制庁のスゴウですということは、そこについては、
1:34:50	何かソフト上の何か規制をかける必要性はなく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:57	そのフェイルセーフで、
1:34:59	ハードとして、原子炉停止に至るので、保安規定には定めてないっていうことですかね。
1:35:07	そうですねはい。上杉イシイです。おっしゃる通りです。わかりました。
1:35:12	衛藤それからですね規制庁のスゴウです。あと、
1:35:17	三つ。
1:35:18	17 ページに、
1:35:26	43 条の自然現象とが発生した場合の措置の第 1 項で、
1:35:31	震度 4 以上の地震が発生したときはってなってるんですけども、
1:35:37	この震度 4 以上って何か東海村でとか、何床どこでっていう限定をかける必要はないですか。
1:35:49	はい現金静止しですけども、これー保安規定の中では、特に場所は書いてないんですけどもさらに下部規定の運転手引きでは、東海村というところは、
1:36:03	記載しています規制庁のスゴウです下部規定でしっかり、
1:36:07	検討されてるんであれば、それでいいですねちょっとこれだけ見た時に、全国で震度 4 で何かやんなきゃいけなくなっちゃうじゃんとかってちょっと思ったんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:17	わかりました下部規定でしっかりそこは細かくなってるっていうんであれば、構いません。はい。
1:36:24	ありがとうございます。
1:36:26	ちょっと細かいアース規制庁のスゴウです細かい点で、ちょっと聞きたかったのは以上なんで、先ほど申し上げた通り、ちょっと全体の
1:36:36	ちょっとまとめ方ですね、ちょっともう一度検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:36:43	はい。安井施設長につきましてはちょっと資料の方は修正したいと思います。はい。
1:36:54	あと、イエス。
1:36:59	は磯野ミヨシさん大丈夫。
1:37:02	はい。
1:37:03	アクセスをシマムラですけれども、
1:37:08	普通、
1:37:09	御説明ご用意いただいた資料は、
1:37:12	以上ですけれども、その他何か。
1:37:16	J Aさんの方からございますでしょうか。
1:37:23	県が結成し、イシイですけれども、こちら側からはありません。
1:37:28	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:31	わかりましたはい。それでは本日のヒアリングはこれで終了します。
1:37:41	はい、どうもありがとうございました。
1:37:44	ありがとうございます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。